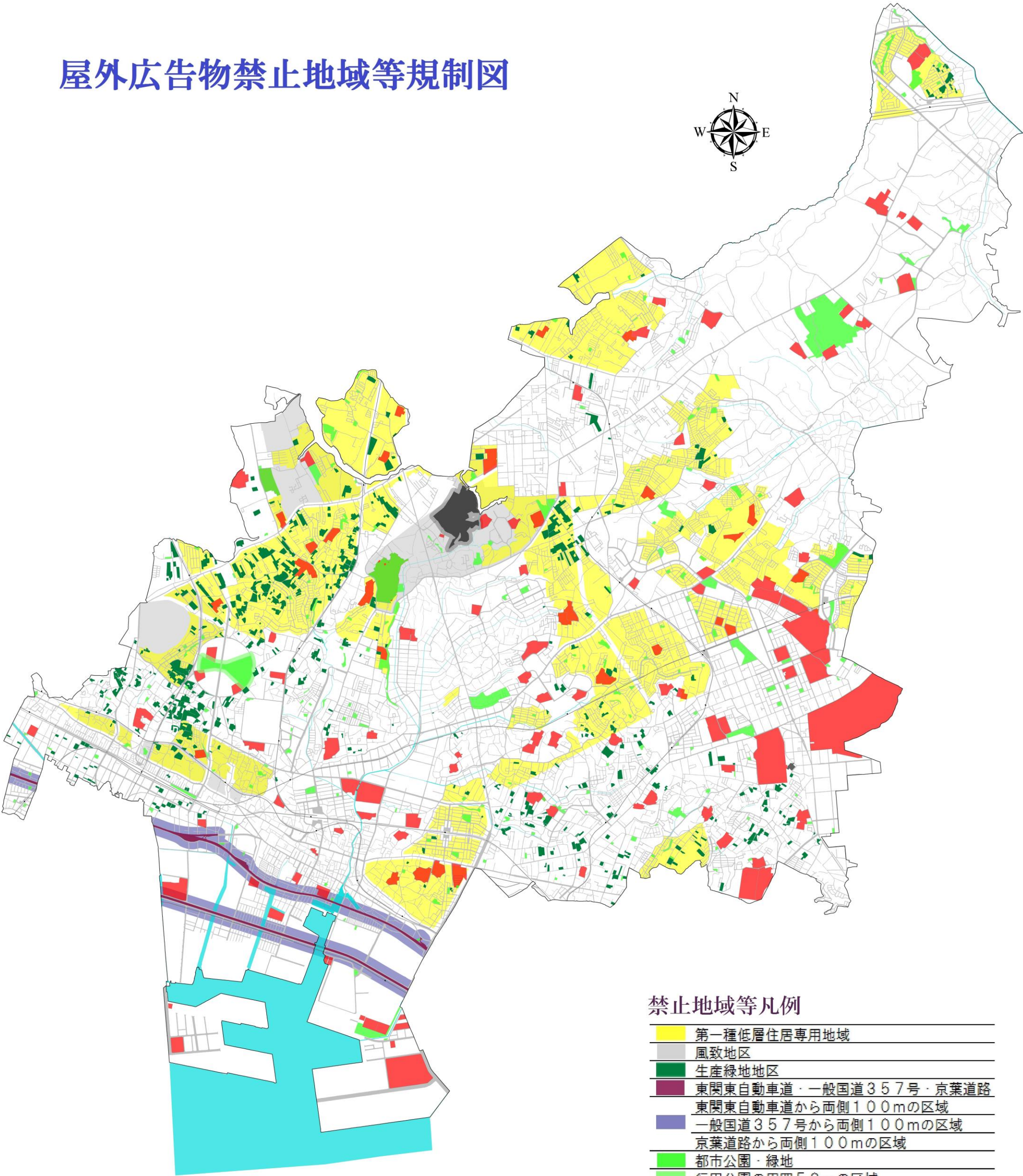


屋外広告物禁止地域等規制図



禁止地域等凡例

黄色	第一種低層住居専用地域
灰色	風致地区
緑色	生産緑地地区
紫色	東関東自動車道・一般国道357号・京葉道路 東関東自動車道から両側100mの区域
藍色	一般国道357号から両側100mの区域 京葉道路から両側100mの区域
浅緑色	都市公園・緑地
濃緑色	行田公園の周囲50mの区域
黒色	馬込霊園・習志野霊園
濃灰色	馬込霊園の周囲50mの区域
赤色	学校・官公署等
水色	河川・港湾・海浜

※船橋市屋外広告物条例の規制による

令和7年4月1日時点

図中の表示は、代表的なものを掲載しており、禁止地域等すべてを表示するものではありません。
また、関係法令に基づく地区の指定（追加含む）・解除等に伴い、変更となる場合がありますので、詳しくは事前にご確認ください。